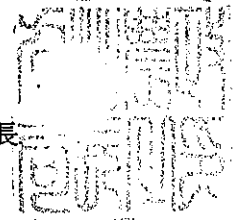


19九整第1046号
平成20年 3月31日

(株)フチガミ
代表取締役 瀧上健敏 殿

九州農政局長



平成19年度バイオ燃料地域利用モデル実証整備交付金の額の確定通知及び支出
について

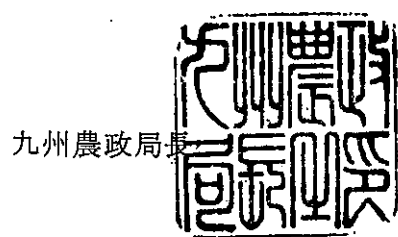
2008年3月31日付け2007年久留米地域協議会第15番001号をもって提出された平成19年度バイオ燃料地域利用モデル実証整備交付金実績報告書に基づき、平成19年10月1日付け19九整第1046号による交付決定通知に係る補助金の額77,600,000円については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定に基づき、76,950,000円に確定したので通知します。

なお、精算額76,950,000円を別途支出するので通知します。



199整第1046号
平成19年10月1日

(株)フチガミ 殿



平成19年度バイオ燃料地域利用モデル実証整備交付金の交付決定の通知について

平成19年10月1日付け2007年久留米地域協議会第9番001号をもって申請のあった平成19年度バイオ燃料地域利用モデル実証整備交付金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知します。

記

- 1 交付金の交付の対象となる事業(以下、「事業」という。)は、平成19年10月1日付け2007年久留米地域協議会第9番001号で申請(以下「申請書」という。)のあった平成19年度バイオ燃料地域利用モデル実証整備交付金に係る事業とし、その内容は申請書の事業の内容欄記載のとおりとする。
- 2 事業に要する経費及び交付金の額は、次のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合における事業に要する経費及び交付金の額については、別に通知するところによるものとする。

バイオ燃料地域利用モデル実証整備交付金

事業に要する経費	金	155,200,000円
交付金の額	金	77,600,000円

- 3 事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する交付金の額の区分は、申請書の地区別事業内容及び配分表のとおりとする。
- 4 交付金の確定額は、次の各号により算出した額の合計額とする。
 - (1) 事業にあっては、事業に要した配分経費ごとの実支出額に地域資源活用国民生活向上対策交付金等交付要綱(平成19年4月2日付け18農振第2042号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)別表に定められている交付率を乗じて得た額と配分経費に対応する交付金の額(変更された場合は変更された額とする。)とのいずれか低い額の合計額とする。

(2) バイオ燃料地域利用モデル実証事業実施要綱（平成 19 年 4 月 2 日付け 18 農振第 1956 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表の事業実施主体等欄に掲げる事業実施主体の事業にあつては、事業に要した配分経費ごとの実支出額と、これに対応する事業に要した実支出額に交付要綱別表に定められている交付率を乗じて得た額と、配分経費に対応する交付金の額（変更された場合は変更された額とする。）との最も低い額の合計額とする。

5 直接実施等の手続きを行った事業実施主体は、適正化法、同法施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令 18 号）、交付要綱、実施要綱及びバイオ燃料地域利用モデル実証事業実施要領（平成 19 年 4 月 2 日付け 18 農振第 1957 号農村振興局長通知。以下、「実施要領」という。）に従わなければならない。

6 事業実施主体は事業により取得し又は効用の増加した財産について、その実態を十分に把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるようにしなければならない。

7 交付金交付の条件は前記 6 までに定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 交付金の交付を申請するに当たって、当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した各事業実施主体は、次の条件に従わなければならない。

ア 事業実施主体は、実績報告（適正化法第 14 条の規定による報告をいう。以下同じ。）を行うに当たって、上記の事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

イ 事業実施主体は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により上記の事業実施主体について当該交付金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記アにより減額した場合にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式 1 号により速やかに九州農政局長に報告するとともに、九州農政局長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(2) 事業実施主体は、この事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、交付金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

なお、当該財産のうち交付要綱第 13 及び適正化法施行令第 13 条に定める財産その他の財産については、農林水産大臣が別に定める期間内において九州農政局長の承認を受けて処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部に相当する額を国に納付させることがある。